

Ⅲ 公設浄化槽設置工事の流れ

(浄化槽工事業者用)

寄居町

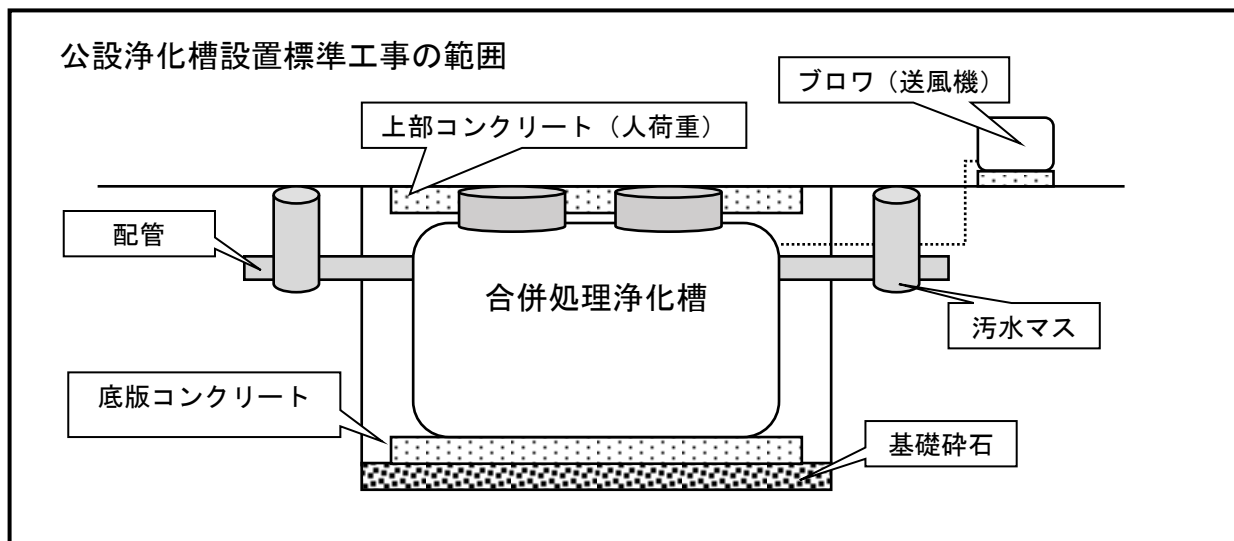
生活環境エコタウン課

Ⅲ 公設浄化槽設置工事の流れ（工事業者用）

1. 設置希望者（申請者）と打合せ

- 現地確認を行い、公設浄化槽が設置可能か確認（設置場所、配管経路、放流先など）
- 個人負担となる部分（公設浄化槽設置標準工事以外の部分）の把握、見積契約
- 図面等を作成し、町へ申請（→「Ⅰ 公設浄化槽設置手続きの流れ」を参照）
- 放流先の許認可申請の準備・手続 など

2. 工事の区分



○町と工事業者が契約して行う工事の範囲

- ・浄化槽本体（5～10人槽※ポンプ槽除く）、ブロワ、浄化槽の前後1メートル以内の配管・汚水マスの設置工事

- ◎採用機種：ニッコー(株)：水創り王ー5、水創り王ー7、水創り王ー10
フジクリーン工業(株)：CA-5、CA-7、CA-10、CB-5、CB-7、CB-10
※浄化槽の発注時、「公設浄化槽事業」で使用する旨を申し出てください。

- ◎工事条件：人荷重方式のみ 詳細は町が工事を発注した際の設計仕様書によります。

※浄化槽ポンプ設置、支柱レス方式による上部スラブの施工、側壁の設置など、標準工事に含まれない部分の費用（差額）は、個人発注工事に含めます。

【参考】個人発注（申請者と業者が契約）となる工事の範囲

以下の工事については、別途申請者と工事業者で見積等を行い、契約を行ってください。

- ①建物内の工事（トイレの改造など）
- ②水道工事、電気配線工事（屋外防水コンセント設置など）
- ③支障物件（庭木、コンクリートなど）の撤去、移転工事
- ④排水設備工事（宅内～浄化槽、浄化槽～放流先）※浄化槽から1m以内のものを除く。
- ⑤既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去工事・処分費
- ⑥浄化槽本体設置に係る工事のうち、公設浄化槽標準工事に含まれない部分 など

3. 契約手続

●実施時期：申請者が工事計画承認書を町へ提出した後に、町は工事発注手続を行います。

①町は、申請者が選定した浄化槽工事業者へ見積依頼を行います。（仕様書、図面を添付）

②工事業者は、仕様書等を参考に見積書を作成し町へ提出します。

〔提出書類〕

・見積関係書類、浄化槽設備士免状、浄化槽工事業者の登録・届出がわかる書類など

③町は、提出された見積りを元に、浄化槽工事業者と契約を締結します。

（標準工期は約 60 日程度となります。）

4. 工事着手～完成まで

○ 個人発注部分の工事とあわせて実施してください。

○ 工事に関する着手時及び完成時に提出する書類や完成図書については、別紙の「公設浄化槽設置工事提出書類確認一覧表」を確認して書類を提出してください。

○ 工程管理は、原則として埼玉県土木工事共通仕様書等に準拠して行います。

○ 施工計画書の段階確認一覧表に基づき、町の立ち合いによる段階確認を行います。早めに工事日程調整を町の監督員と行います。

○ 補助金工事で使用している「浄化槽施工管理の手引き」も参照してください。

○ 写真管理（浄化槽本体工事部分）は工事写真チェックリストにより管理してください。

5. 完成検査～支払い【寄居町・工事業者】

①完成通知の提出後、町は検査員及び監督員による完成検査を速やかに行います。日程を電話連絡しますので、工事看板・カメラ・蓋あけ・通水・鏡の準備をお願いします。

（※補助金申請をしている場合は、併せて補助金完成確認も行います。この時には必ず申請者の方の立ち合いをしていただき、領収書等の原本確認を行います。）

②町は書類・現地確認の後、問題がなければ工事完成検査結果を工事業者へ送付します。

③工事業者は請求書を町へ提出してください。

6. その他

住民の方から直接ご相談があった場合には、設置基数に上限がありますことから、お早めに生活環境エコタウン課までご連絡ください。